

## 病床機能転換に係る協議書

- 1 病院名： 医療法人上武病院
- 2 所在地： 埼玉県本庄市小島5丁目6番地1号
- 3 病床機能転換概要

転換前 病床機能区分	転換病床数	転換年月日
	介護医療院（Ⅰ）型	
慢性期	30 床	2021年4月1日 (予定)

### <病院全体>

転換前	転換後
許可病床数：409床 (病床の種別) <u>療養（内科） 60床</u> (精神 349床) (病床機能別) <u>慢性期 60床</u> (精神 349床)	許可病床数：379床 (病床の種別) <u>療養（内科） 30床</u> (精神 349床) (病床機能別) <u>慢性期 30床</u> (精神 349床)

### 4 提供する医療の内容

<b>【転換前】</b> ○主な受け入れ疾患（内科） 認知症、脳梗塞後遺症ほか (※参考) ○主な受け入れ疾患（精神科） 統合失調症、双極性感情障害、うつ病、認知症、躁うつ病、一酸化炭素中毒後遺症ほか
<b>【転換後】</b> ○病院の提供する医療については変更なし ○介護医療院の主な受け入れ対象者 要介護認定を受けている要介護者又は要介護状態の方で、主に下記の症状等がある者 ・重篤な身体疾患を有する者 ・身体合併症を有する認知症高齢者 ・喀痰吸引の必要な者 ・経管栄養の必要な者 ・回復の見込みのない者

#### ○地域医療を支えていくために圏域で果たす役割、機能

上武病院は「精神科・神経科」として64年間、介護老人保健施設本庄ナーシングホームは県内2番目の老健として32年間、地域の医療・介護を先進的に支えてきた。

自施設の持つ機能と、長く地域に根付いて築きあげた他病院・施設とのネットワークで、幅広い医療・介護体制を構築して地域医療の中核を担っている。

#### ○新たに担う役割

「介護医療院」は、特別養護老人ホーム等では受け入れが困難な方も入所可能である「24時間医療看護体制」のある介護保険高齢者施設となっている。

本院が開所する本庄けやき苑（仮称）は、埼玉県北部医療圏で1番目の介護医療院となる。

今後、施設数が増加してゆくことが見込まれる介護医療院の先導役として、モデルケースとなるよう仕組みを構築してゆくとともに、既存の介護保険施設に入所が出来ない待機要介護高齢者の受け入れ先として地域での役割を果たしてゆく。

#### ○将来の方向性

精神科の対象患者も高齢化が進んでおり、法人としての受け入れの軸も「認知症」に移行しつつある。

2020年 5月・・・上武病院 7病棟を「認知症治療病棟」へ転換

2020年10月・・・老健本庄ナーシングホーム2階を「認知症専門棟」へ転換

2021年 4月・・・介護医療院を開設（身体合併症を有する認知症高齢者も受け入れ対象）

今後、地域においても増加してゆくことが見込まれる「認知症」患者に対し、ニーズに合わせた”地域に必要な法人”へ変革を続けてゆく。

# 介護保険施設の比較

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設 ※27年度より新規入所者は原則要介護3以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設	要介護高齢者の長期療養・生活施設	医療の必要な要介護高齢者のための長期療養施設	
定義		老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設	
主な設置主体※1		社会福祉法人（約95%）	医療法人（約75%）	—	医療法人（約83%）	
施設数(R1.10)※2		8,138件	4,279件	246件	806件	
利用者数(R1.10)※2		619,600人	363,400人	16,200人	33,300人	
居室面積・定員数	従来型	面積/人	10.65㎡以上	8㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積/人	10.65㎡以上			
		定員数	原則個室			
「多床室」の割合※3		50.6%	91.0%	96.7%	99.6%	
平均在所(院)日数※4		1,285日	300日	—	492日	
低所得者の割合※4		71.9%	54.3%	—	51.2%	
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	1以上 / 100:1以上	I型: 3以上 / 48:1以上 II型: 1以上 / 100:1以上	3以上 / 48:1以上	
医療法上の位置づけ		居宅等	医療提供施設	医療提供施設	病床 15	

※1の割合は介護サービス施設事業所調査(平成29年)、※2は介護給付費等実態統計(30年10月審査分。地域密着型を含む)、※3は介護給付費等実態統計(平成30年10月審査分)(老健局高齢者支援課による特別集計)、※4は介護サービス施設事業所調査(平成28年)より。 ※2、※3の数値は地域密着型介護老人福祉施設を含む。